

地方独立行政法人府中市病院機構の第2期中期目標期間の終了時の検討について

1 検討の理由

地方独立行政法人府中市病院機構（以下「法人」という。）の第2期中期目標期間（平成28年4月1日から令和2年3月31日まで）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価を行ったことから、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものである。

2 検討の結果

前述した評価の詳細は「地方独立行政法人府中市病院機構第2期中期目標期間の業務実績（見込）に関する評価」を参照されたい。

概論としては、概ね順調に第2期中期計画に定める取組を推進しているものと評価するものの、病院経営については厳しい状況が続いている。これらのことから、医療機能確保の一環としての医師確保を含めた経営改善策、加えてより積極的な情報発信策などを通して、市民から選ばれる病院となることを期待し、先般、第3期中期目標として法人に対し指示したところである。

この指示に対する適切な対応を今後期待し、法の規定に基づく、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止等の措置は講じないものとする。

【地方独立行政法人法（一部抜粋）】

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。